

報告タイトル

ブルネイにおけるビジネスと人権に関する一考察—中核的労働基準批准における課題—
“A Study of Business and Human Rights in Brunei Darussalam:
Challenges on Core Labour Standards”

氏名(所属)

辻塚 秀幸 (創価大学大学院博士後期課程)
TSUJITSUKA Hideyuki (Soka University Graduate school)

要旨(800字程度)

本論文では、ブルネイにおいてなぜ ILO の中核的労働基準、特に結社の自由と団体交渉権の承認に関する条約の批准が困難であるかについて、当地政府機関の関連資料を整理することで、承認制の労働組合法及び国王の権力を維持するための法的枠組みの存在がその原因の一端となっている点を明らかにすることを目的とする。

本文では、まず、近年、関心の高まりを見せるビジネスと人権について、貿易協定における労働条項の取り入れ、国際枠組み協定、またこれらを支援する国際機関の関連する活動を取り上げ、ビジネスと人権に関する取り組みの展開を概観するとともに、中核的労働基準が重要な指針として参照されている点を整理する。そして、ブルネイを含む ASEAN 加盟国においては同基準のうち、特に結社の自由及び団体交渉権の承認に関連した課題を抱えている点について整理する。

続いて、ブルネイの一般事情と政治、経済を中心とした近年の動向を概括することで、ブルネイが国王による強力な統治体制を築く一方、石油・天然ガスからの脱却に向けた経済の多角化及び雇用の創出の課題に直面しており、企業活動の促進が求められている点を整理する。

これらを踏まえた上で、企業活動において重要となる中核的労働基準の遵守について、ブルネイにおいては、労働組合法、非常事態宣言、内部安全法、公共令が、結社の自由と団体交渉権の承認分野の条約批准を困難とする原因の一端となっている点を考察する。

ブルネイにおけるビジネスと人権に関する日本語の先行研究については、ブルネイの近年の状況についての報告や経済協定等の枠組みに関与する国の一つとしてブルネイに言及しているもの、アジアの人権に関する研究は存在するものの、近年の状況を踏まえた上で、直接ブルネイにおけるビジネスと人権を扱った研究は見当たらない。そのため、この点についての研究を行うことは、ブルネイに関する研究の蓄積につながるとともに、ブルネイで活動を行う日系企業への知見の共有、ひいては、日ブルネイ関係のさらなる強化にもつながると考えられる。